

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第255回 中国政府が公布予定の新『会社登記管理実施弁法』

前回の記事で紹介した2024年7月1日に中国国務院より発表された『「中華人民共和國会社法」登録資本登記管理制度実施に関する国務院の規定』に続き、中国国家市場監督管理総局より『会社登記管理実施弁法（意見募集稿）』（以下「本弁法」という）が公布され、1カ月間意見公募が行われている。本弁法意見募集稿の内容が確定し正式に施行されると、中国における日系企業の会社登記手続きに直接影響を与えることになるため、今回は関連する内容のポイントについて解説する。

## ◇中国で外資系企業の会社登記情報が継続的に監督管理を受けている事例

日本のA社本社は、30年前に中国国内のある大型建設プロジェクトに参加したが、当時の法規に基づき、現地法人を設立せずにA社自体の海外企業として中国政府に登録していた。当該建設プロジェクトの完了後、その時の登記手続きについて、A社が改めて注意を払うことはなかった。ところが、最近A社が中国現地法人の設立準備を進める過程で、30年前に行った外国企業としての登記が依然存在しており、登記上の経営期限が過ぎてしまっていたため、経営異常状態と表示されていることが発覚した。この状況は、A社が直接出資する現地法人の設立審査手続きに影響を与えるものである。こうした状況に際し、A社は弁護士のサポートを得て主管市場監督管理部門に状況説明を行い、併せて関連手続きを進めることにより経営異常状態を解消できたため、その後は現地法人設立登記手続きをスムーズに完了することができた。

## ◇本弁法の注目すべきポイント

- 1、本弁法は「会社」という組織形態に属する企業の登記にのみ適用される。代表処、パートナーシップ企業などその他の組織形態に属する主体は、『中華人民共和國市場主体登記管理条例』などの法規を適用して登記する。
- 2、会社の設立、変更、登記抹消、及び各届出手続きには、均しく本弁法が適用される。
- 3、本弁法は会社の営業許可証の中に、登記事項に属する9項目（名称、住所、法定代表者名、登録資本金、類型、経営範囲、登記機関、設立日、統一社会信用コード）を明記しなければならないことを明確に規定した。定款、董事、總經理などその他事項は届出事項に属している。
- 4、新会社法に基づき董事会に監査委員会を設置した会社は、董事の届出を行う際、董事の監査委員会メンバーの担当情報を明記しなければならない。
- 5、会社は連絡員を指定しなければならない。連絡員は会社の法定代表者、株主、董事、監事、高級管理職、または会社と労働雇用関係のある人員などが担当でき、電話番号やメールアドレスなどよく使用する連絡先を提供して、届出手続きを行わなければならない。

6、会社の登録資本金設定は信義誠実の原則と合理性の原則に従うべきこと、並びに登録資本金の実際の納付期限の規定を再強調した。また2024年7月1日までに登記・設立された会社については、以下のいずれかの状況に該当しており、異常な状況がある場合、登記機関が調査し、調整命令を出す。

- (1) 払込引受の出資期限が30年以上。
- (2) 登録資本金が10億人民元以上。
- (3) 真実性の原則に反し、客観的常識に合わないその他状況。

7、公募された株式以外については、会社設立時に出資検証機関が発行した出資検証証明を提出する必要はない。

8、仲介機構に会社登記の代行を委託する場合、会社の法定代表者などの人員が特別な理由で本人確認を行えない場合などの状況に対し、具体的対応措置を規定した。

9、会社が登記登録システムを通じて休業届出に必要な情報を申告する場合、会社登記機関は関連情報を税務部門、人力資源・社会保障部門などに適時共有しなければならない。

10、会社は統一社会信用コードを1つだけ保有できる。会社が設立登記を取り消された、または登記抹消された後も、会社登記機関は規定に従って統一社会信用コードを長期保管しなければならない。

#### ◇日系企業へのアドバイス

本弁法の施行後、各日系企業は速やかに本弁法の規定に沿った調整を進め、各項目通りに会社登記や届出手続きを行う必要がある。登記や届出手続きの不備が引き金となり、企業自体の生産・経営にとってマイナス影響を及ぼすことがないように、日系企業各社は十分注意しなければならない。

## 香港のドラえもんイベント無料展示終了=500万人訪問、本土団体客増

12日付の日刊紙・香港経済日報などによると、香港の九龍地区・尖沙咀（チムサアチョイ）で開催されていたドラえもん巡回特別展「100%多◆（クチヘンに拉）A夢&FRIENDS」の無料展示最終日となった11日、多くの市民や旅行者が訪れた。

巡回特別展は7月13日から開始。主要会場は尖沙咀東部にある商業施設「K11 MUSEA（ミュージア）」と隣接する遊歩道「星光大道（スター・オブ・アベニュー）」の一角。このうち星光大道では無料開放されたエリアに12メートルのドラえもんが置かれ、話題を集めた。

主催者によると、無料・有料エリアでそれぞれドラえもんの漫画やアニメの世界を再現。約1カ月間の活動全体で延べ500万人が訪れた。記念品の1人当たり平均消費額は1000香港ドル（約1万9000円）で、「人流、売り上げともに満足している」という。



ドラえもんの無料展示エリアを訪れる市民や旅行者=4日、香港・尖沙咀